

仮称桜丘農業公園の暫定利用について

1 主旨

令和7年春に開園予定の仮称桜丘農業公園において、開園後の管理運営の担い手発掘や、地域の利用促進、維持管理コスト低減などを目的に事業者の自主運営による暫定利用を試行するので報告する。

2 これまでの経緯

- 平成23年12月 都市計画決定（桜丘農業公園 1.1ha）
- 令和3年5月～ 新たな管理運営方法の検討（みどり、農業、産業連携所管など）
民間事業者へのヒアリング
- 令和4年6月 土地開発公社による先行取得、公社と土地使用貸借契約の締結
- 7～8月 運営事業者募集、4者を管理運営者として選定
- 9月 暫定整備工事（鉄線柵、門扉、倉庫、水道等）

3 暫定利用地の概要

- (1) 所在地：世田谷区桜丘四丁目19番10号（面積：3,265.65㎡）
- (2) 現況：作付け畑（約920㎡）、みかん畑（約950㎡、110本）

案内図 non-scale



暫定利用地拡大図



4 管理運営の概要

(1) 管理運営事業者

1) NPO法人 子育て支援グループ amigo (世田谷区松原 4-17-15)

団体事業：子育て支援事業、区との協働事業「bajico」運営、畑づくり等
 企画内容：イベント実施（収穫、「bajico」共同、バザー）等

2) 株式会社 夢育て (世田谷区弦巻 3-3-8)

団体事業：障がい者支援・教育・訓練、農畜産物の生産販売、レストラン運営等
 企画内容：イベント実施（種まき・収穫、交流会）、講習会（障がい者対象）等

3) 株式会社 はぐくむ (世田谷区代田 4-27-8)

団体事業：農産物販売サービス、コミュニティカフェ運営、キャリア教育事業等
 企画内容：イベント実施（種まき・収穫、土づくり）、収穫物の販売等

4) 三茶ワークカンパニー 株式会社 (世田谷区太子堂 2-14-5)

団体事業：コワーキングスペース・カフェ・八百屋運営、コンサルタント業務等
 企画内容：イベント実施（収穫、マルシェ、子ども食堂）、シェアコンポスト等

(2) 運営許可 ①作付け畑：1区画約230㎡、計4区画（各者の管理）

②みかん畑：約950㎡、計1区画（4者の共同管理）



<作付け畑>



<みかん畑>

(3) 許可方法 設置・管理許可（土地の使用許可）

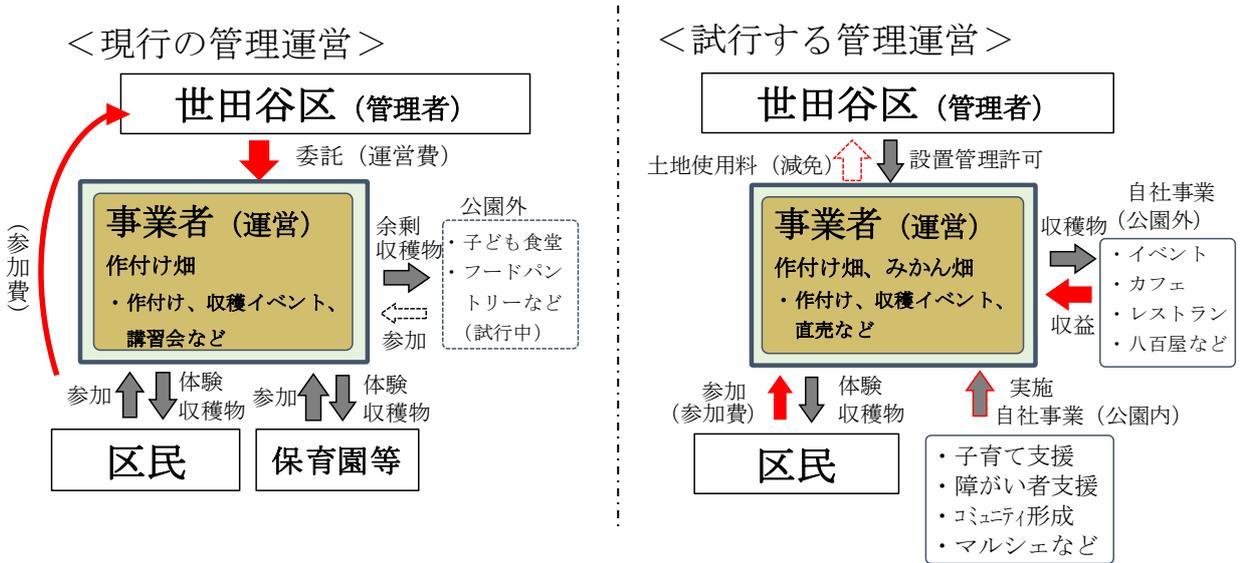
(4) 許可期間 令和4年9月20日から令和6年8月31日まで

(5) 使用料 試行中につき全額免除

(6) 管理運営 ①農園が良好な状態に保たれた営農を実施する。
 ②農業農地が持つ多面的機能を伝える場とする。
 ③近隣住民等を対象としたイベント等を実施する。
 ④4者協働による管理運営を実施する。
 ⑤自立支援や就労支援の場として活用する。
 ⑥災害時の防災機能を伝える農園とする。

- (7) 区の役割 畑以外の管理（水道等の光熱費、農機具、倉庫等）
- (8) 事業者の役割 通年での畑の作付けやイベント等の企画・実施
- (9) 運営に関する協議

事業者はイベント参加料や収穫物の販売などによる収益を可能とし、得られた収益を農園の管理運営費に充てる。料金設定や収支の状況は区が確認し、公共施設として適正な運営となるよう、事業者と協議しながら進める。



(10) 令和4年度の運営予定

事業者/月	10	11	12	1	2	3
作付け畑 (各者)	種まき 植付	イベント企画		土作り	イベント実施 種まき 植付	
みかん畑 (共同)		イベント実施 11月下旬			除草 剪定	

5 今後のスケジュール (予定)

- 令和4年 11月 暫定利用開始、試行による運営状況の検証
- 令和6年 8月 暫定利用終了
- 9月以降 整備工事
- 運営状況を踏まえた公募内容の検討
- 管理運営事業者の公募
- 令和7年 4月 開園、農業公園としての運営開始